

《 資 料 集 》

静岡市市民参画の推進に関する条例

平成 19 年 3 月 20 日
静岡市条例第 12 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 市民参画手続の実施等

第 1 節 市民参画手続の内容（第 7 条—第 12 条）

第 2 節 市民が自発的に提出した意見等の取扱い（第 13 条）

第 3 節 市民参画手続等の前提としての実施機関等の役割（第 14 条・第 15 条）

第 3 章 住民投票手続（第 16 条・第 17 条）

第 4 章 市民自治推進審議会の役割（第 18 条）

第 5 章 雑則（第 19 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、静岡市自治基本条例（平成 17 年静岡市条例第 1 号。以下「自治基本条例」という。）の目的及び理念に基づき、市民が市政に参画するための基本的な事項を定めることにより市民参画を推進し、もって市民自治によるまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- （2）まちづくり 心豊かに、かつ、快適に暮らせる生活環境及び安心して活動することのできる安全な地域社会を創るために行う公共的な活動をいう。
- （3）市民参画 市政に関する施策（以下「施策」という。）に市民の意見等を反映するため、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民が主体的に様々な形でかかわることをいう。
- （4）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

（市民参画の基本理念）

第 3 条 市民参画は、市民がその豊かな社会経験、知識及び創造的な活動を通じて、市政に参画し、市民と市が協働して、自立した地域社会の実現を目指すことを基本理念として行われ

るものとする。

(市民参画の基本原則)

第4条 市民参画は、すべての市民にその機会を保障することにより、行われるべきものとする。

- 2 市民参画は、市民と市が情報を共有して行われるべきものとする。
- 3 市民参画は、市民と市がそれぞれのもつ特性を生かし、市民と市が対等の立場でお互いの役割を理解しながら行われるべきものとする。
- 4 市民参画は、その継続的な発展のために、創意工夫をもって行われるべきものとする。
- 5 市民参画は、市民と市又は市民同士の対話を通じた相互の連携及び協力により築かれた良好な信頼関係を基本として行われるべきものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、まちづくりの主体として、市政に対する関心を持ち、積極的に市民参画をするよう努めなければならない。

- 2 市民は、自らの発言と行動に責任を持ち、総合的な視点に立って市民参画をしなければならない。
- 3 市民は、市民活動に関する理解を深め、市民参画を通じて、地域社会の課題の解決に主体的に取り組むよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、市政運営に当たっては、市民参画の推進を図る視点に立ち、これを行わなければならない。

- 2 市は、市民に対し市政に関する情報を積極的かつ分かりやすい形で提供しなければならない。
- 3 市は、市政について、市民に対し適切かつ誠実に説明責任を果たさなければならない。
- 4 市は、市民に対し市民参画の機会を積極的に提供するよう努めなければならない。
- 5 市は、幅広い市民の意見等を的確に把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。
- 6 市は、市民参画に対する市民意識を醸成し、及び市民活動の促進に努めなければならない。

第2章 市民参画手続の実施等

第1節 市民参画手続の内容

(市民参画手続)

第7条 実施機関は、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民と協働して市政運営を行うことを目的として、市民参画の推進を図る視点に立ち、施策に対する市民の関心

及び施策の市民に与える影響その他施策の内容を勘案し、市民参画が必要であると認める場合には、次項、次条及び第9条の規定により市民の意見等を施策へ反映するための一連の手続（以下「市民参画手続」という。）を実施するものとする。

2 市民参画手続は、原則として、次に掲げる目的による手続の区分に応じ、規則で定める方法により行うものとする。

(1) 広く意見等を募集するための手続

(2) 集会の形態をとり、市民と実施機関の対話を通じて意見交換等を行うための手続

(3) 会議の形態をとり、市民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続

(市民参画手続の実施原則)

第8条 実施機関は、市民参画手続を実施しようとするときは、原則として、前条第2項第1号の区分に該当する市民参画手続の方法により実施するものとする。ただし、施策の内容に応じ、他の市民参画手続の方法により実施することが適当であると認める場合にあっては、これに代えて他の方法により市民参画手続を実施することができる。

2 実施機関は、市民が広く市政に参画できるよう、施策の内容に応じ、効果的に市民の意見等が施策に反映できる市民参画手続を複数の方法により実施するよう努めるものとする。

3 実施機関は、市民参画手続の結果を最も効果的に施策に反映できると認める適切な時期に市民参画手続を実施するものとする。

(提出された意見等の取扱い)

第9条 実施機関は、提出された市民の意見等を十分に検討し、施策に反映できるものについては、積極的に反映させるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項の規定による市民の意見等の検討を行ったときは、市民の意見等の概要及びそれに対する実施機関の考え方を公表するものとする。ただし、これらの内容に静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）第7条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）を含む場合は、この限りでない。

(自治基本条例第21条の規定に基づく市民意見の聴取)

第10条 自治基本条例第21条に規定する市民意見の聴取（以下「市民意見聴取」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときに、市民参画手続により行わなければならない。

(1) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃を行うとき。

(2) 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。

- (3) 大規模な公の施設の設置に係る基本的な計画の策定又は変更を行うとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市民の生活、事業、活動等に重大な影響を与えると実施機関が認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、市民意見聴取を実施しないことができる。
- (1) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により税目を起こすことその他市長が特に必要があると認める事項を除く。）
 - (2) 法令等に基づく事項で、市の裁量の余地がないもの
 - (3) 実施機関の内部の事務処理に関する事項
 - (4) 市民の意見聴取手続が法令又は他の条例により定められている事項
 - (5) 軽易な事項
 - (6) 緊急を要する事項
- （実施計画の策定及び公表）

第11条 実施機関は、市民参画手続を実施する場合には、あらかじめその年度における市民参画手続の実施計画を策定しなければならない。

- 2 市長は、毎年度、前項の規定により各実施機関が策定する実施計画を取りまとめ、公表しなければならない。

（実施状況の公表等）

第12条 実施機関は、市民参画手続を実施した場合には、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、毎年度、前項に規定する報告に基づく各実施機関の実施状況を取りまとめ、自治基本条例第27条第1項の規定に基づき設置する静岡市市民自治推進審議会（以下「市民自治推進審議会」という。）に報告をするとともに、これを公表しなければならない。

第2節 市民が自発的に提出した意見等の取扱い

（市民が自発的に提出した意見等の取扱い）

第13条 実施機関は、市民参画手続によるもののほか、市民の誰もが自発的かつ率直にまちづくりに関する意見等を実施機関に対して伝えることができ、かつ、当該意見等が実施機関に伝えられた場合には、その内容に関する検討を速やかに行い、必要な内容についての的確に市政に反映できる体制を確保しなければならない。

第3節 市民参画手続等の前提としての実施機関等の役割

(市民意向の把握)

第14条 実施機関は、市民参画手続及び前条の規定による市民からの意見等の把握によるもののほか、市政に関する市民の意識調査、市民との対話による意見交換等の機会の確保等の効果的かつ適切な方法により、市政に関する市民の意向を積極的に把握し、これを市政に反映するよう努めるものとする。

(行政需要への適切な対応)

第15条 実施機関は、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、行政評価の公表を行うこと等により、当該施策に関する情報を十分に分かりやすく市民に提供しなければならない。

2 実施機関の職員は、市政を効果的かつ適切に運営するため、専門的な知識を活用し、この章の規定により得られた情報を総合的かつ継続的に検討し、及び分析し、施策に効果的に反映するよう努めるものとする。

第3章 住民投票手続

(住民投票の実施請求権を有する者等)

第16条 自治基本条例第26条第1項に規定する住民投票（以下「住民投票」という。）の実施を請求することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者として、規則で定めるところにより住民投票実施請求資格者名簿（住民投票の実施を請求することができる者の氏名、住所、性別及び生年月日等が記載された名簿をいう。以下同じ。）に登録されたものとする。

- (1) 年齢20歳以上の日本国籍を有する者で、その者に係る静岡市の住民票が作成された日（他の市町村から静岡市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものは、当該届出をした日）から引き続き3月以上静岡市の住民基本台帳に登録されているもの（永住外国人が日本国籍を有する者となったときは、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票（次号において「外国人登録原票」という。）に居住地を静岡市として登録され、又は同法第8条第1項の規定により居住地を静岡市として変更の登録を申請した日からその者が日本国籍を有する日の前日までの期間とそれに引き続き静岡市の住民基本台帳に登録される期間を通算した場合に3月以上の期間となるもの）
 - (2) 年齢20歳以上の永住外国人で、外国人登録原票に登録されている居住地が静岡市にあり、かつ、当該登録の日（外国人登録法第8条第1項の規定による申請に基づく同法第6項の居住地変更の登録を受けた場合は、当該申請の日）から3月を経過したもの
- 2 前項の永住外国人とは、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

3 自治基本条例第26条第1項に規定するその総数の50分の1の数は、規則で定めるところにより住民投票実施請求資格者名簿の登録が行われた日以後直ちに告示しなければならない。

（住民投票の請求に関する処置等）

第17条 市長は、自治基本条例第26条第2項の規定に基づき、住民投票の実施の請求について市議会に付議しようとするときは、同条第1項の規定による請求を受理した日から20日以内に市議会を招集するものとする。

2 市長は、自治基本条例第26条第2項の規定による付議の結果を同条第1項の代表者に通知するとともに、これを公表するものとする。

3 前条及び前2項に掲げるもののほか、住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例による。

第4章 市民自治推進審議会の役割

（市民自治推進審議会の役割）

第18条 市民自治推進審議会は、自治基本条例第27条第2項に規定する所掌事項のほか、第12条第2項の報告があった場合その他市民参画の推進に関する事項について必要があると認める場合には、市長に意見を述べることができる。

第5章 雑則

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、現に施策について立案、実施又は評価の手続を開始している場合であって、第2章第1節の規定による市民参画手続を実施することが困難であると市長が認めるときは、同節の規定は、適用しない。

静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則

平成 19 年 3 月 30 日
静岡市規則第 28 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 市民参画手続等

第 1 節 通則（第 3 条・第 4 条）

第 2 節 市民意見提出手続（第 5 条）

第 3 節 意見交換会（第 6 条）

第 4 節 市民ワークショップ（第 7 条）

第 5 節 審議会等（第 8 条）

第 6 節 市民参画の推進体制（第 9 条）

第 3 章 住民投票手続（第 10 条—第 15 条）

第 4 章 雑則（第 16 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、静岡市市民参画の推進に関する条例（平成 19 年静岡市条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）市民意見提出手続 実施機関が、施策の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民の意見等を求める方法をいう。
- （2）意見交換会 実施機関が、施策の趣旨、内容その他必要な事項を説明し、それに対する市民と市の意見交換を通じて、市民の意見等を聴取するための集会をいう。
- （3）ファシリテータ 中立的な立場から参加者の発言を促進し、より多くの参加者が議論に参加できるよう、会議の進行をする者をいう。
- （4）市民ワークショップ 実施機関が、施策について、ファシリテータの進行のもとに、市民と市及び市民相互の多様な共同作業を通じて、多様な市民の意見等を引き出すとともに、その意見等について一定の方向性を見いだすための会議をいう。
- （5）審議会等 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに類する合議制の組織をいう。

第 2 章 市民参画手続等

第1節 通則

(公表の方法)

第3条 条例第9条第2項、条例第11条第2項及び条例第12条第2項並びに第5条第1項並びに第6条第4項及び第5項（第7条第3項の規定において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 公表に係る施策を所管する実施機関の事務室における閲覧又は配布
- (3) 各区役所において市長が指定する場所における閲覧又は配布

2 実施機関は、第5条第1項及び第6条第4項の規定による公表を行おうとするときは、その旨を公告するものとする。

3 実施機関は、必要に応じ、第1項各号に定めるもののほか、市の施設における閲覧その他の効果的な方法により公表を行うよう努めなければならない。

4 実施機関は、広報紙への掲載、報道機関への情報提供等により、第1項に規定する公表が行われたことを市民に周知するよう努めなければならない。

(市民参画手続の方法)

第4条 条例第7条第2項各号に該当する市民参画手続の方法は、次に掲げる同項各号の手続の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 条例第7条第2項第1号の手続 市民意見提出手続の実施
- (2) 条例第7条第2項第2号の手続 意見交換会の開催
- (3) 条例第7条第2項第3号の手続 市民ワークショップの開催又は審議会等への付議

第2節 市民意見提出手続

(市民意見提出手続の実施)

第5条 実施機関は、市民意見提出手続を実施するときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 施策の案
- (2) 施策の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (3) 意見の提出方法、提出期間及び提出先
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民が施策の案を理解するために必要な情報として、実施機関が必要があると認めるもの

2 実施機関は、市民が意見を提出するために必要な期間として、30日以上の提出期間を確保するものとする。ただし、緊急その他のやむを得ない理由により当該期間を確保できない

場合は、この限りでない。

- 3 意見の提出方法は、実施機関が指定する場所への文書の提出その他の実施機関が定める方法によるものとする。
- 4 意見を提出する市民は、個人の場合にあつては住所及び氏名、法人その他の団体の場合にあつては名称、所在地及び代表者の氏名を明らかにしなければならない。

第3節 意見交換会

(意見交換会の開催)

第6条 実施機関は、意見交換会を開催する場合には、幅広い市民の参加が得られるよう、開催日時、開催場所等を選定するものとする。

- 2 実施機関は、意見交換会を開催する場合には、参加者の施策の案についての理解が深まるよう、資料の充実等に努めなければならない。
- 3 実施機関は、意見交換会を開催する場合には、市民と市の対話により施策の案についての議論が深まるよう適切な運営に努めなければならない。
- 4 実施機関は、意見交換会の開催に当たっては、原則として当該意見交換会の開催日の前日から起算して14日前までに、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。
- 5 実施機関は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、これを公表しなければならない。ただし、開催記録に非公開情報を含む場合は、この限りでない。
- 6 前項の開催記録には、次に掲げる事項を記載するとともに、市民に配布した資料等があるときは、これを添付するものとする。

- (1) 意見交換会の対象とする施策の内容
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 議題
- (4) 意見交換の概要
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要があると認める事項

第4節 市民ワークショップ

(市民ワークショップの開催)

第7条 実施機関は、市民ワークショップを開催する場合には、幅広い市民の参加が得られるよう、開催日時、開催場所等を選定するものとする。

- 2 実施機関は、市民ワークショップの開催に当たっては、議題、作業内容及び実施回数の設定並びにファシリテータの選任等を適切に行うことで、参加者の誰もが自由に意見等を述べ、

又は議論をすることができる環境を確保し、参加者の意見等の方向性を適切に見いだすよう努めなければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、市民ワークショップの開催に当たっての公表並びに開催記録の作成及び公表について準用する。

第5節 審議会等

(審議会等の設置等)

第8条 審議会等の設置及び運営については、別に定めるところによる。

第6節 市民参画の推進体制

(市民参画の推進体制の整備)

第9条 実施機関は、条例の適切な運用により、市民参画を推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

第3章 住民投票手続

(請求資格者名簿の登録等)

第10条 市長は、第13条第1項の規定による住民投票実施請求代表者証明書の交付申請があったときは、当該申請のあった日現在において条例第16条第1項各号のいずれかに該当する者を住民投票実施請求資格者名簿(様式第1号)に登録するものとする。

2 住民投票実施請求資格者名簿は、当該住民投票の実施の請求についてのみ効力を有する。ただし、当該住民投票の実施の請求を受けた日において、当該住民投票の実施の請求以外の住民投票の実施の請求があったときは、各住民投票の実施の請求を通じて一の住民投票実施請求資格者名簿とする。

(請求に必要な署名数の告示等)

第11条 条例第16条第3項に規定するその総数の50分の1の数は、前条第1項の規定により住民投票実施請求資格者名簿に登録した者の総数の50分の1の数(その数に1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。以下同じ。)とする。

2 市長は、毎年9月1日現在で、条例第16条第1項各号のいずれかに該当する者の総数の50分の1の数を、当該月の10日までに告示しなければならない。

(補正登録等)

第12条 市長は、第10条第1項の規定により住民投票実施請求資格者名簿の登録をした日後、当該登録の際に住民投票実施請求資格者名簿に登録される資格を有する者が住民投票実施請求資格者名簿に登録されていないことを知ったときは、その者を直ちに住民投票実施請求資格者名簿に登録しなければならない。

- 2 市長は、住民投票実施請求資格者名簿に登録された者の記載内容に変更があったこと、又は誤りがあることを知ったときは、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。
- 3 市長は、住民投票実施請求資格者名簿に登録された者について、登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったときは、その者を直ちに住民投票実施請求資格者名簿から抹消しなければならない。

(請求の手続)

第13条 自治基本条例第26条第1項の規定により、住民投票の実施の請求をしようとする代表者（以下「住民投票実施請求代表者」という。）は、その請求の要旨その他必要な事項を記載した住民投票実施請求書（様式第2号）及び条例案を添え、市長に対し、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書（様式第3号）により住民投票実施請求代表者証明書（様式第4号）の交付を申請しなければならない。

- 2 前項の申請があったときは、市長は、第10条第1項の規定による請求資格者名簿の登録を行った日後、直ちに当該申請をした住民投票実施請求代表者が当該請求資格者名簿に登録された者であるかどうかを確認し、登録された者であるときは、当該住民投票実施請求代表者に前項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。
- 3 住民投票実施請求代表者は、住民投票実施請求者署名簿（様式第5号）に住民投票実施請求書又はその写し、住民投票実施請求代表者証明書又はその写し及び条例案を付して、自治基本条例第26条に規定する住民投票の実施を請求することができる者（以下「請求資格者」という。）に対し、署名（視覚障害者が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）をし、印を押すことを求めなければならない。
- 4 住民投票実施請求代表者は、請求資格者に委任し、前項の規定により署名をし、印を押すことを求めることができる。この場合において、委任を受けた者（以下「受任者」という。）は、住民投票実施請求書又はその写し、住民投票実施請求代表者証明書又はその写し及び条例案並びに第6項に規定する住民投票実施請求署名収集委任状（様式第6号）を付した住民投票実施請求者署名簿を用いなければならない。
- 5 住民投票実施請求者署名簿は、区ごとにこれを作製しなければならない。
- 6 住民投票実施請求代表者は、第4項の規定により署名をし、印を押すことを求めるための委任をしたときは、受任者に対し、住民投票実施請求署名収集委任状を交付するとともに、直ちに受任者の氏名及び委任の年月日を署名収集委任届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

7 第3項及び第4項に規定する署名及び印は、第2項の規定による告示があった日から1箇月以内でなければこれを求めることができない。ただし、条例第17条第3項の規定によりその例によることとされた法第74条第6項の規定により署名を求めることができないこととなったときは、その期間は、その公示又は告示の日から選挙の期日までの期間を除き、第2項の規定による告示があった日から31日以内とする。

8 住民投票実施請求者署名簿に署名をし、印を押した者の数が、第11条第1項の規定により告示された住民投票実施請求資格者名簿に登録した者の総数の50分の1以上の数となったときは、住民投票実施請求代表者は、前項の規定による期間満了の日の翌日から5日以内に住民投票実施請求者署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）を市長に提出しなければならない。

9 住民投票実施請求代表者は、条例第17条第3項の規定によりその例によることとされた法第74条の2第6項の規定により住民投票実施請求者署名簿の返付を受けた日から5日以内に、市長に対し、住民投票実施請求書に住民投票実施請求者署名簿、住民投票実施請求者署名収集証明書（様式第8号）及び条例案を添えて住民投票の実施の請求を行わなければならない。

（選挙管理委員会への事務の委任）

第14条 住民投票に関する事務は、法第180条の2の規定に基づき、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める機関に委任する。

（1）住民投票実施請求者署名簿に署名及び押印をした者の総数及び有効署名の総数の告示に関する事務 静岡市選挙管理委員会

（2）住民投票実施請求者署名簿の署名の証明及び住民投票実施請求者署名簿の縦覧に関する事務 静岡市の区選挙管理委員会

（雑則）

第15条 この規則に定めるもののほか、住民投票の請求の処置等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 委任

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式 略

静岡市における附属機関等の設置及び運営に関する指針

第1 趣 旨

本市における附属機関等の機能の充実及び合理化等による行財政運営の効率化を図るとともに、市政への市民参画の促進及び公正で透明な開かれた市政の推進に資するため、附属機関等の設置及び運営に関する指針を定めるものとする。

第2 定 義

- 1 この指針において「附属機関等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関
 - (2) その審議、協議等の結果を市政に反映させることを主な目的として、規則、訓令、要綱等に基づき設置する協議会、委員会その他の合議制機関
- 2 前項の附属機関等には、市職員で構成する内部組織としての委員会等、関係団体の連絡調整を主な目的とする協議会等及びイベント等の特定の事業を実施するために組織する実行委員会等は、含まないものとする。

第3 附属機関等の新設及び統廃合

- 1 新設

他の手段ではその目的を達成できない場合であって、審議事項が既存の附属機関等の所掌事項に含まれていない場合又は既存の附属機関等の所掌とすることが適当でないと認められる場合に限り、附属機関等を新たに設置することができる。この場合においては、あらかじめ総務局総務部総務課と協議するものとする。
- 2 統合

法令により設置が義務付けられているもの、審査、決定等の関与機関に純化したもの及び施設等の運営に関する利用者等の意見反映のためのものを除き、既存の附属機関等の統合を図るものとする。この場合において、各所管課は、当該附属機関等の設置目的、審議事項及び委員構成等の同一性又は類似性等を勘案の上、判断するものとする。
- 3 廃止

次に掲げる附属機関等については、原則として廃止するものとする。この場合において、廃止が決定した附属機関等の所管課長は、当該附属機関等の名称、廃止理由及び廃止年月日を総務局総務部総務課長に文書により速やかに報告するものとする。

- (1) 既に設置目的が達成されたもの
- (2) 社会経済情勢の変化により審議事項そのものが減少するなど設置の必要性が低下しているもの
- (3) 実質的な付議案件が少ないなど設置効果の乏しいもの
- (4) 過去の開催実績が少なく、今後の開催の見込みも薄いなど活動が不活発なもの
- (5) 附属機関等を設置するまでもなく、公聴会又は個別の意見聴取など他の手段により設置の目的が達成されると認められるもの

第4 委員の構成等

1 基本原則

附属機関等の委員の選任に当たっては、開かれた市政の推進及び簡素で効率的な行財政運営の確保等を図るため、その機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層から適切な人材を選任するものとする。

2 委員の構成

委員は、附属機関等の設置目的に照らし、次の点に留意の上、幅広い分野からの登用に努めるものとし、各所管課は、関係団体等から選任する場合は、当該団体等の長に限ることなく、広く構成員のうちから推薦するよう関係団体等に働きかけるものとする。

(1) 女性の登用

静岡市男女共同参画行動計画（平成 16 年 3 月策定）に基づき、委員には女性を積極的に登用し、当該附属機関等の委員定数に占める女性委員の割合が 30 パーセント以上になるよう努めるものとする。この場合において、女性委員の割合が 30 パーセントに満たない可能性があるときは、あらかじめ総務局企画部男女共同参画課と協議するものとする。

(2) 議員の選任除外

市議会議員は、法令の定めのある場合又はその他の特別な理由がある場合を除き、委員に選任しないものとする。

(3) 市職員の取扱い

市職員は、法令で特に定める場合又は附属機関等の性質に照らしその専門的知識が必要となるもの等やむを得ない場合を除き、委員に選任しないものとする。

3 委員の公募

(1) 公募の方法

市民の自発的な行政への参画意識の高揚を図るとともに、市民の意見を行政に反映させるため、積極的に委員を公募するよう努めるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、公募を行わないことができる。

ア 行政処分に関する審議等を行うもの

イ 住民の権利を制限する内容に関する審議等を行うもの

ウ 法令等により委員の構成が限定されているもの

エ その他附属機関等の所掌事項に照らし、委員の公募が適当でないと認められるもの

(2) 公募委員の数

委員を公募する場合において、当該附属機関等の委員定数に占める公募委員の割合は、20 パーセント以上とする。

(3) 応募資格、選考方法等

公募委員の応募資格、選考方法その他必要な事項は、別に定める附属機関等の委員の公募に関する要領に定めるところによる。

4 委員の数の制限

附属機関等の委員の数は、法令で特に定めのある場合を除き、原則として 15 人以内とする。この場合において、各所管課は、当該附属機関等の設置目的に照らし、委員の数を最小限にとどめるよう努めるものとする。

5 委員の年齢構成

委員は、年齢構成に偏りが生じないよう選任するものとし、委員の定年は設けない。

6 委員の再任の制限

委員は、原則として通算 3 期（標準任期 2 年）を超えて再任しないものとする。ただし、

当該委員が専門的な知識、経験等を有する等選任されるに当たって特別な事情がある場合は、この限りでない。

7 複数の附属機関等に同一人を選任する場合の制限

他の附属機関等の委員の職を4以上兼ねる者は、当該附属機関等の委員に選任しないものとする。ただし、専門的な知識、経験等を有する者が他に得られない等やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

8 チェック体制

- (1) 委員の選任に当たり、各所管課は、前各項に掲げる事項について、要件を満たさないものがある場合には、あらかじめ総務局総務部総務課と協議するものとする。
- (2) 委員の選任を行った際、各担当課は速やかに「静岡市附属機関等管理システム」に登録するものとする。

第5 会議の運営及び公開

1 基本原則

附属機関等の運営については、市民に対して積極的に情報を提供するなどその透明性を確保し、市民参画の推進を図るものとする。

2 会議の公開

- (1) 附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、当該会議が静岡市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条各号に規定する非公開情報を含む内容について審議等を行う場合は、会議の全部又は一部を公開しない。
- (2) 前号ただし書に規定する内容について審議等を行う場合であっても、当該内容が、条例第9条に該当すると当該附属機関等が認めるときは、当該会議を公開することができる。
- (3) 会議の公開は、会議の傍聴を認めること等の方法により行うものとする。
- (4) 各所管課は、会議の開催に当たっては、当該会議の議題、開催日時、開催場所、傍聴手続及び会議の全部又は一部を公開しない場合にはその理由等について、事前に公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

3 会議録の公開

- (1) 附属機関等の会議については、会議録を調製し、条例に定める公開請求の手続を待たずに公開する。ただし、当該会議録が、条例第7条各号に規定する非公開情報を含む場合は、会議録の全部又は一部を公開しない。
- (2) 前号ただし書に規定する非公開情報を含む場合であっても、条例第9条に該当すると当該附属機関等が認めるときは、当該会議録を公開することができる。

4 その他

前3項に定めるもののほか、会議の運営及び公開について必要な事項は、別に定める附属機関等の会議の公開に関する要領に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成19年4月1日から施行する。ただし、複数の附属機関等に同一人を選任する場合の制限に関する規定は、平成19年7月1日から施行する。

(旧指針の廃止)

- 2 静岡市における附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成17年4月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 第1項本文に規定するこの指針の施行の日の前日までに前項の規定による廃止前の指針に基づき行われた附属機関等の設置等に係る手続は、この指針の相当規定により行われたものとみなす。